

令和6年度

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成のご案内

松江市においては、市内に住所を有するひとり親家庭等の保護者に対し、児童が高等学校等に通学するための費用の一部を助成しています。

対象者

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- 母子家庭の母又は父子家庭の父、または父母に代わって児童を養育している方で、かつ松江市に住所を有する方。
- 高等学校等（※）の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、かつ20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育している方。（※全日制、定時制の高等学校、並びに盲学校・ろう学校及び養護学校の高等部、高等専門学校、高等専修学校、職業訓練校のこと）（通信制・海外留学を除く）
- 前年の所得が、児童手当法（別表1 裏面参照）に規定する支給の制限額を超えていない方
- 他の通学費にかかる助成制度を受けていない方
（例：「松江市通学支援補助制度」（交通政策課）、生活保護、特別支援教育就学奨励費との併用は不可）

助成の額と必要書類

通学手段	助成の額	必要書類
【1】交通機関利用 ・バス、電車、 その他交通機関等 (バス・電車の併用可)	定期券購入額の 2分の1 /月 (支給上限 10,000 円 /月)	・定期券(写) ・バスICOCA定期券内容控 (領収書のみでは申請できません) ☆児童氏名・区間・金額・有効期限 の記載があるもの ※バスカード、回数券、現金は不可
【2】自宅からの通学が困難等の理由による寮、寄宿舎等利用	寮費の2分の1 /月 ※食費・光熱費除く (支給上限 20,000 円 /月)	・寮費のわかるもの ※契約書(写)や学校案内等 ・領収書(写) ※寮費等支払が確認できるもの
【3】交通用具利用 ・自転車、バイク (卒業の日までに購入、修理したものに限定)	購入額の2分の1 (支給上限 20,000 円) ※在学期間中、申請1回限り ※領収日の属する年度内に申請されたものが対象 ※高校入学前の購入分申請可 (入学前の3か月購入分に限定)	・領収書(写) ・通学許可番号 ※ステッカー等の番号が必要です。番号が発行されない場合はご相談ください。
	修理額の2分の1 (支給上限 5,000 円/年) ※各年度、申請1回まで ※修理費総額が 3,000 円以上 (複数枚の領収書の合計も可) ※領収日の属する年度内に申請されたものが対象	・領収書(写) ・通学許可番号 ※ステッカー等の番号が必要です。番号が発行されない場合はご相談ください。

※各種様式は松江市ウェブサイトからダウンロードできます。松江市 ひとり親で検索してください。

申請期限は令和7年3月31日です。

申請受付等

- 随時受付しています。
- 申請受付後、審査した後に支給決定通知書を送付します。
- 原則、申請受付月の翌月末日に口座へ振込みます。
- 定期等購入の都度申請されても、まとめて申請されても結構です。ただし、年度が変わると助成出来ませんので、必ず年度内に申請してください。

注意点

- 【1】は購入された定期券等またはバス ICOCA 定期券内容控の写しを申請書に添付してください。児童氏名・区間・金額・有効期限の記載があるものの添付が必要です。領収書だけでは申請できません。
- 【2】について提出された寮費等に食費・光熱費が含まれる場合には、寮費等から松江市の定める経費を引いた後の2分の1の額を助成支給します。保護者または養育者と同居の場合は対象外です。寮費等の領収書等の写し（支払が確認できるもの）を申請書に添付してください。
- 【3】は、通学許可番号等の記入が必要です。
- 【3】の交通用具の購入額の申請は、在学期間中1回限りです。領収日の属する年度内に申請されたものが対象です。ただし入学月の3か月前～前月領収分に限り高校入学前の購入分も対象とします。（4月入学の場合、1～3月の購入分可。）入学前購入分については、入学した年度内に申請してください。
- 【3】の交通用具の修理額の申請は、各年度1回限りです。年度内で修理費総額が3,000円以上の領収書を対象とします。（複数枚の領収書の合計でも可。）
- 徒歩通学や車等による送迎は助成対象外です。
- この案内に記載されている内容は令和6年度分についてのものです。来年度以降の内容は変更される場合があります。

参考 別表1（所得制限額）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

お問い合わせ・提出先

松江市こども子育て部子育て給付課 ひとり親支援係
 〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL 55-5942
 ※各支所市民生活課でも受け付けます。